

**刑 法** (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】を読んで、各【設問】に答えなさい。

**【設例】**

- 1 甲は、暴走族グループ X のリーダーであったが、自身が中学生の頃に同級生の A と交際を開始し、現在に至るまで交際を継続していた。また、V は X に所属するグループ員であったが、甲の交際相手が A であることを知らずに A に言い寄り、同じく A との交際を開始していた。  
V が A との交際を開始した数ヶ月後にあたる令和 5 年 10 月頃、甲は V と A が親しくしている様子に違和感を持ち、V に対し A との関係を詰問したところ、その時、初めて A が甲と交際していることを知った V は、咄嗟に「A とは全然付き合っていない。」と A との関係を否定した。しかし、その後も V と A は、甲に秘密で交際を継続するようになった。
- 2 令和 5 年 12 月 15 日の午後 11 時ころ、甲が都内 Y 方付近の通称「ドブ川」の橋の上で乙と会った際、乙から V が A と付き合っている模様であると聞かされた。甲は、以前に直接 V から聞いていた「A とは全然付き合っていない。」との話と違うことに立腹し、ここに、V 所有の自動二輪車（排気量 250cc、時価約 41 万円相当、以下、「V のオートバイ」という。）を焼燬するなどして破壊しようと企てた。そして、その場所で、乙に対し、「あいつの単車を潰せ。」「燃やせ。」「俺が許可する。」「あいつが逃げないように早めに実行しろ。」「単車のガソリンに火をつけてやれ。」等と強く言ったところ、乙も最近の V の態度に嫌悪感を抱いていたので、V のオートバイを燃やしてしまえばいい気味だ等と考えてこれを承諾した。
- 3 V の自宅は 2 階建の木造住宅で閑静な住宅街に位置しており、V 宅の右隣が空き地になっていたため V のオートバイはそこに駐輪されていることが多かった。その情報を得た乙は、V のオートバイのガソリンタンクからガソリンを流出させ、これに点火して V のオートバイを燃やしてしまおうと考えた。  
そこで、同月 18 日午前 3 時頃、乙はライターを携えて、V 宅の右隣の空き地に駐輪されていた V のオートバイに近づいた。なお、V のオートバイは V 宅右隣の空き地に置かれていたものの、V 宅敷地とは 30 センチメートルほどしか離れていない場所に置かれていた。また、当時の天候は晴れで、V のオートバイの側からは V 宅に向かって毎秒 3 メートルの風が吹いていた。
- 4 乙は、V のオートバイの置かれた状況、V のオートバイと V 宅までの距離、V 宅の状況、当時の天候や風速等を全て認識した上で、「今なら、誰にも気付かれずに V の単車を燃やすことができる。V の単車は空き地に置いてあるから、隣の V 宅に火が燃え移

ることないだろう。」等と考え、Vのオートバイのガソリタンク（ガソリン残量約10リットル）に接続されたゴムホースを外し、ガソリタンク内からガソリンを流出させて、これに所携のライターの火で点火した後にその場を逃走した。

その後、Vのオートバイはサドルシート等を順次炎上させた後、同車を火が包むように燃え上がった後、約10分後には隣に位置していたV宅の一部をも延焼させるに至った。

**【設問1】**（配点：20点）

**【設例】**の事実関係について、乙の罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。

**【設問2】**（配点：40点）

**【設例】**の事実関係につき、甲の罪責を論じなさい（ただし、特別法違反の点は除く）。なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及すること（ただし、①及び②については自らの見解を問うものではない）。

- ①甲に「放火の罪の共犯」に関し、同罪の故意が認められないとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ②甲に「放火の罪の共犯」に関し、同罪の故意が認められるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

以上